

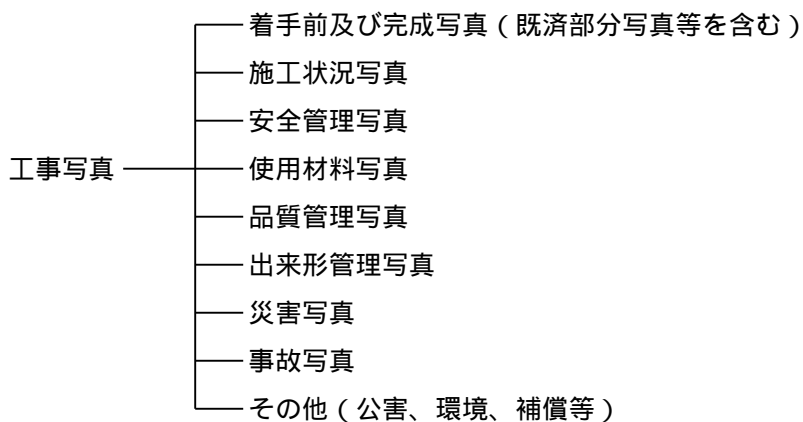
## 第4章 公園緑化土木工事写真管理基準

(適用範囲)

1. この写真管理基準は、第1章 施工管理基準 7. その他に定める土木工事（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。
2. 電気工事については、第1章 施工管理基準 7. その他及び第 編 資料3 公園灯工事施工要領 第3章3-2「工事写真の撮り方」を適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

工事名

工種名

測点(位置)

設計寸法

実測寸法

略図

なお、小黑板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合は省略するものとする。

- (1) 品質管理基準について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版またはパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- (2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバムを標準とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。
- (2) 原本としては、ネガ(A P Sの場合はカートリッジフィルム)または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真の原本をネガ提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容がわかるように整理し提出する。A P Sのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。電子媒体で提出する場合は撮影内容がわかるように写真一覧(コマ撮りしたもの)を添付するものとする。
- (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを基準とする。  
なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。
- (3) アルバムの表紙及び背面には、年度・工事名称・工事期間・受注者名・整理番号を記入し、第1頁には工事の概要(施工区間、施工延長、標準横断構造図、一般図)監督職員氏名、受注者(受注者名、現場代理人名)等を記入する。

第2頁以降には着手前と工事完成後とを比較対照できるように写真を貼付し、以後各工程ごとの施工中や施工後の写真を貼付する。なお、必要な説明書きをつけるものとする。

(4) 工事箇所(公園・路線毎)施工順序に従って整理するものとする。

(電子媒体に記録する工事写真)

10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、次の事項によるものとする。

- (1) 電子媒体は、CD-R、またはMOを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 電子媒体に記録する工事写真のファイル形式はJPEG形式(圧縮を行う場合は、必要な文字、数値等の内容が判読ができる程度まで)を原則とし、これ以外の場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 撮影時の有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。
- (4) 工事写真の印刷に使用するインク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- (5) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

(留意事項等)

11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 出来形管理において詳細部の寸法を示す場合は、視野の大きい写真と同一方向からの出来形寸法を明確にする大写し写真を2枚1組として貼付する。なお、構造厚さや高さを示す場合は、箱尺等を立てて目盛面がよく見えるように水系を張って撮影しなければならない。
- (4) 撮影箇所がわかるように、写真と同時に平面図等をアルバムに添付する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取扱いを定めるものとする。

(その他)

12. 用語の定義

- (1) 代表箇所とは、あくまで寸法・規格・形状等が同一ということであり、大幅な変化がある場合や複数路線にまたがる場合はその都度必要である。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。
- (3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。
- (4) 1施工単位とは、あくまで公園・路線単位であり、多公園・多路線であれば公園・路線毎に必要ということである。